

## 令和7年第1回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和7年1月24日（金）第1回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所第2委員会室において開催した。

### 出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠	7番 小 林 和 夫
8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭	10番 奈 良 茂 男
11番 早乙女 八重子	13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男
15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博
18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好	

(17名)

### 欠席委員

4番 関 口 清 12番 神 長 守 雄

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主査 永 嶋 将	主事 渡 邊 妃奈乃
経済部農政課	主任主事 湯 澤 研 斗	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

-◇-  
◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後3時30分、令和7年第1回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

8番 仲 田 裕 子 委員、19番 青 木 正 好 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明い

いたします。今回は売買2件の合計2件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、1番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、同案件について担当地区の委員の意見を求めた。

◎奈良茂男委員 申請番号1番についてご説明いたします。●●さんから、●●さんへの売買による所有権移転の案件です。私も現地を見させていただきました。問題はありませんのでご承認をよろしくお願いしたいと思います。

◎議長は、1番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き担当地区委員の意見を求めた。

◎青木正好委員 2番、久野の件ですが、佐目町の●●さんと板荷の●●さんのお父さんが以前は久野に住んでまして、息子が2人で相続したということです。買受人は●●さんで自宅裏の土地ですので、ぜひ●●さんに買っていただきたいということでした。令和元年の台風19号の時に水没した田んぼでありまして、これからは畑として野菜とか他のものを作りたいという話がありました。別段問題はありませんのでよろしくお願いいたします。

◎議長は、2番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。4ページをご覧ください。1番は、引田において、●●さん申請の浄化槽及び進入路への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、当該施設が既に敷設されていましたので始末書が添付されております。次に、2番は、白桑田において、●●さん申請の農業用倉庫、農作業場、収納舎への転用であります。申請地は周囲を畠及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、当該施設が既に敷設されていましたので始末書

が添付されております。続いて5ページをご覧ください。次に、3番は、下粕尾において、●●さん申請の植林（クヌギ）への転用であります。申請地は周囲を山林に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、4条転用3件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎仲田裕子委員 1月17日の金曜日に、私と青木委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査に行って参りました。議案第2号につきましては1番から3番までありますが、1番は、しっかりと管理されている空き家がありまして、その浄化槽と進入路の部分がちょっとはみ出していたという状況で、周囲の状況から見ても大きな問題ではありませんが、始末書が必要と見て参りました。2番は、昔から農業用倉庫作業場や収納庫が建っておりまして、現地には問題がありますが、周りの状況から見ても転用自体は問題は無いと思われますので、これも始末書が必要と見て参りました。それ以外の案件につきましては問題がありませんでしたので報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 1番の件でございますけれども、事務局並びに現地調査委員の報告のとおり、始末書はついておりますが、転用は問題は無いと思いますのでよろしくお願ひいたします。

◎松井研吉委員 白桑田の●●さんからの申請の件ですが、30数年その場所が農作業場として使用しており、始末書付きになります。現地調査員の報告のとおり、転用は問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

◎金子重博委員 3番下粕尾の件は、●●さんの畑を植林する自己転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の6ページからご覧ください。1番は、武子において、●●申請の園芸用土採取及び表土堆積場への一時転用であります。申請地は周囲を山林に囲まれた農地で

あり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。次に、2番であります。高谷において、●●さん申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畠、雑種地、道路に囲まれた農地であり、農振法上の農振農用地になりますが一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。続いて7ページの内容になります。3番は、板荷において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。次に4番は、南上野町において、●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農振法上の農振農用地であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、不許可の例外に該当します。続いて8ページの内容になります。5番は、口栗野において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。次に6番は、上粕尾において、●●申請の資材置場への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、5条転用6件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎青木正好委員 議案第3号、農地法第5条の申請についての現地調査についてご報告いたします。1番から6番まで17日に現地調査を行いました。全ての案件につきまして別段問題がありませんでした。以上、ご報告をいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の件は、先ほどの事務局と現地調査員の報告のとおり、問題無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎田島正男委員 2番の件は、高谷の●●さんから、お孫さんの●●さんへの賃貸借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願ひいたします。

◎竹澤 靖委員 3番の件は、現地調査員の報告のとおり何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひしたいと思います。

◎小平敏男委員 4番の件は、現地調査員の報告のとおり特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 5番、口栗野の件は、神奈川県の●●さんから茨城県の●●への太陽光発電

設備を目的とした転用です。周囲の状況等、特に問題はございませんのでよろしくお願ひします。

◎金子重博委員 6番上粕尾の件は、口栗野の●●さんから、千渡の●●への賃貸借権による資材置き場への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」及び議案第5号「農用地利用配分計画について」並びに議案第6号「農用地利用集積計画一括方式について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号と議案第6号の「農用地利用集積計画について」をまずご説明いたします。鹿沼市長より、令和7年1月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求めております。議案書には所有権移転、新規・更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書9ページから13ページをご覧ください。所有権移転が8件、13筆、14,622m<sup>2</sup>となっております。議案書14ページから15ページをご覧ください。新規の利用権設定が3件、4筆、11,075m<sup>2</sup>となっております。同じく議案書15ページをご覧ください。利用権設定の更新が1件、2筆、1,854m<sup>2</sup>となっております。議案書17ページから25ページをご覧ください。中間管理事業が12件、39筆、42,115m<sup>2</sup>となっております。これら合計24件、58筆、69,666m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。次に、議案第5号「農用地利用配分計画に係る意見について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用配分計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聴くものとされています。この度、受け手から返還を受けた農地を再度、別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が出されました。議案書には、配分計画に係る利用権設定について記載しております。議案書16ページをご覧ください。再配分に係る利用権設定が1件、2筆、9,248m<sup>2</sup>となっております。以上、議案第4号から6号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号の2番と3番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、2番と3番の承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号につい

---

て質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第4号の1番及び4番から12番と、議案第5号の13番及び議案第6号の14番から25番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（用途区分の変更）について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（用途区分の変更）について」ご説明いたします。議案書26ページをご覧ください。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行われるもので、農業に関する施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番、塩山町、●●さん、●●さん申出の農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は2筆で548m<sup>2</sup>のうちの19m<sup>2</sup>と505m<sup>2</sup>のうちの178m<sup>2</sup>、合わせて197m<sup>2</sup>になります。場所は奈佐原町地内のJA上都賀南部中央支店から北西へ約400mに位置し、北を宅地、東と南を田、西を畠に接しております。申請者はイチゴの栽培をしている専業農家であり、自宅の隣接地にイチゴの出荷作業のための物置設置や農業用資材置き場のスペースを確保するため申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないとから用途区分の変更には支障はないと思われます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分の変更）について農政課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 塩山町の件ですが、今農政課の方からお話をありましたように、他の農地に与える影響は無いと思われますので、承認についてよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長は、議案第7号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第7号の1番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後16時10分に閉会を宣した。

-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和 7 年 1 月 24 日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---